

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

① 計画期間

令和 8 年 1 月 5 日～令和 13 年 12 月 31 日の 5 年間

② 内容

目標①

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

《対策》

令和 7 年 1 月～ 社内育児介護休業等規程の見直しを検討

令和 7 年 1 月～ 柔軟な働き方の拡充を検討

目標②

男性の子育て目的の休暇の取得促進

《対策》

令和 7 年 1 月～ 子供の育児・行事等において有給休暇を取得しやすいよう業務体制を整備する